

会議録

会議の名称	平成30年度 第2回 入札不正行為排除・防止検証委員会
開催日時	平成30年11月21日（水）午後1時から午後3時まで
開催場所	別館4階 第4委員会室
出席者	山本会長 水本副会長 井上委員 泉水委員 松島委員
欠席者	なし
案件名	1 他市照会等の集約結果について 2 入札不正行為排除・防止に向けたマニュアルの作成について 3 その他
提出された資料等の名称	1 質問事項一覧 2 入札不正行為排除・防止に向けたマニュアルの作成について
決定事項	引き続き、事件の経過と組織・制度の課題に対する検証・分析を行う。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 （事務局）	総務部 人事課

審 議 内 容

山本会長：平成30年度第2回入札不正行為排除・防止検証委員会を開催いたします。まず委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：委員5名中5名に御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

山本会長：それでは、案件1の他市照会等の集約結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

山本会長：ありがとうございました。質問番号1から3につきまして、各委員からの御意見、御質問をお聞かせいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

水本副会長：資料②-1のフロー図の中で、金額が入っているのは、設計・積算確認決裁の「設計書（金入り）」と契約依頼の「設計書（金入り）」の2つですか。

事務局：そうです。

水本副会長：資料②-2のフロー図の中では、添付書類①である「設計書確認決裁起案」の設計書に金額が入っているのですか。

事務局：工事担当課完結の設計書確認決裁には金額が入っておりますが、工事施行決裁の段階では金抜きになっております。

水本副会長：工事施行決裁で各関係課の合議がありますが、設計書に金額が入っていないのに、財政課の予算確認はどのように行うのですか。

事務局：当初予算の審査の段階で、大きな工事についてはおおよその金額を出しておりますので、設計後の金額がその範囲内かどうかを確認しています。

水本副会長：工事施行決裁に金額が入っていないのは間違いのないのですね。添付書類③のところの「金入り設計書等添付」というのは、添付書類①が付いているのですか。

事務局：そうです。あとは関係する図面が付いております。

水本副会長：契約課の「発注表内容確認に係る課内供覧」には金額が入った書類はないのですか。

事務局：契約課で添付書類④を供覧しますが、確認に必要な事項として、手書きで予定価格を記載しております。支払条件が予定価格によって異なるためです。

水本副会長：どの資料に金額が入っているのか、それを決裁の段階で誰が見ているのか、その書類や元データがどこに入っているのかを整理していただければと思います。それを全部潰していかなければいけませんので。

金入りの書類としては、設計書、予定価格調書、契約手続依頼書の3つということですね。

事務局：そうです。

山本会長：資料②-2の工事担当課というのは、まなび舎整備室という理解でいいですか。

事務局：そうです。

山本会長：今回の事件の工事は平成28年6月のものからということですが、平成28年夏以降は重要な書類は施錠付きロッカーで保管しているということですが、それがどういう形で周知され、履行されているかは、どのようにチェックしてい

るのですか。

事務局：平成28年度まで契約担当と工事検査担当が同じ執務スペースにありましたが、違う性質の仕事ですので、平成28年にロッカーを設置し、課長代理、係長に周知して鍵の管理も厳重に行うように全体に周知しています。

山本会長：まなび舎整備室の回答でも、契約関係の紙書類は、各担当者が自席の本棚や引出しに保管していたとありますが、工事担当課での書類の管理も何か変わったのでしょうか。

事務局：まなび舎整備室における、事件を受けたその後の改善としまして、鍵付きロッカーを設置し、書類を管理しております。鍵につきましては、まなび舎整備室の各グループの課長代理が管理しているという状況です。

山本会長：他の工事担当課でも周知されているのでしょうか。

事務局：事件を受けまして、その後緊急通知ということで、施錠できるロッカーに保存するというなどを改めて通知しておりますので、全部署に周知されているところです。

山本会長：財務会計システムでは、契約課の職員であれば、どの契約内容でも閲覧できるというのは変わっていないのですね。職員番号は庁内のメールシステムにおいて知ることができたとありますが、その後変わったのですか。

事務局：そこは変わっておりません。

山本会長：当時、システムのパスワードが類推しやすかったが、対策されたということですが、どのような対策をされたのですか。

事務局：パスワードの初期設定が職員番号になっていますので、契約課では、それを変更するように周知しました。

山本会長：実際に変更されたかどうかは確認しているのですね。

事務局：確認しております。

山本会長：談合情報対応緊急会議というものが資料に出てきていますが、その構成員はどうなっていますか。

事務局：当時であれば、財務部長、総務部長、コンプライアンス推進課長、契約課長という構成です。

泉水委員：資料②-2の一連の資料の中には金額が入っているものと入っていないものがあり、紙のものはロッカーに鍵をかけて保管するようになったとのことですが、データであればPドライブ、契約課については財務会計システムに入っているとのことでしたので、この中のどれがPドライブに入っていて、あるいは紙でしか保存されていないのはどれなのか、あるいは財務会計システムには何が入っているのか、このあたりが良く分からないので、整理していただけたらと思います。

事務局：契約課のPドライブには金額の算定の計算式のエクセルファイルだけが残っており、計算した結果は財務会計システムに入力していくという形です。

泉水委員：計算した結果については、財務会計システムにはデータとして残っているのですね。

事務局：そうです。また、契約課のPドライブに月毎の発注の一覧表がありまして、最

低制限価格や予定価格もエクセルのシートに入力していますが、それはパスワードをかけたファイルとなっています。

水本副会長：機密の書類とデータが、どこにあり、誰が見ることができるとか、後に整理していかなければいけないという観点での整理をしていただいたら、我々も分かりやすいと思います。

泉水委員：Pドライブも別途パスワードをかけているのでしたら、その閲覧対象者ですとか、整理されないと、検討が難しいかと思えます。

水本副会長：資料②－２の添付書類①で、設計書等の題名は入っていないのですか。

事務局：抜粋資料とは別に表紙がございまして、そこに設計書等の名称が入っております。

山本会長：添付書類①の２枚目に手書きで最低制限価格と思われる金額が書かれていますが、これはどのタイミングでどこが記入するのでしょうか。

事務局：契約課で最低制限価格の算出根拠となる数値を転記したものです。なお、予定価格、最低制限価格調書は、公告日の前日又は前々日に作成しています。

山本会長：続きまして、質問番号４以降の資料について、説明をお願いします。

事務局：（説明）

山本会長：それでは質問番号４から６につきまして、御質問や御意見がありましたら、お願いします。

松島委員：資料④－２の制度の変遷の中に、総合評価についての記載はほとんどないのですが、いつの段階で導入を決められて、過去に１件もなかったのか、それとも試されたことがあるのかを教えてくださいませんか。

事務局：本市における総合評価制度につきましては、導入目的は不明ですが、平成２１年度に試行導入し、２年間試行実施しております。実施状況につきましては各年度３、４件でございます。

松島委員：その次の年からやらなくなったのは、何か議論があったのでしょうか。

事務局：当時の入札契約制度検討委員会という庁内委員会の資料によりますと、手続きがかなり増大するという部分と、一定の談合防止効果があると考えられますが、一般的な工事規模の建設工事においては、価格だけの評価と品質といった面での差異が見出せなかったためということでございます。

松島委員：資料⑥－２の設問１の別紙で、大阪府内では１市以外は総合評価をやっていないということでしたが、担当者間で情報共有をされていたりするんですか。

事務局：連絡協議会では、総合評価の議題は挙がっておりません。事務量がさらに多くなり、追いつかないというのが実態です。

松島委員：アンケートの対象は、大阪府下以外は政令指定都市ですか。枚方市より規模が大きいところが対象になっているんですか。

事務局：関東、東海、近畿の政令指定都市と中核市が対象でございます。

松島委員：では枚方市と同じような規模のところでも、全体から見ると総合評価をやっているところの方が多い状況ということでもよろしいですね。

事務局：結果から見ますと、そうなります。

泉水委員：入札監視員の独任制というのは、どのように実施されているのでしょうか。合議

体であれば、定例会を年に何回か開いて、その数か月間の入札のうちから抽出されたものを審査しているのですが、独任制でも会議が年に何回か開催されているのか、あるいはこれまでで数回しか開催されていないのでしょうか。

事務局：要綱上、個別の意見聴取となっておりますが、入札監視員会議として、3か月に1回一堂に会した形で開催しており、その間の250万円以上の工事の契約案件の審査をしています。談合疑義情報等がございましたら、臨時でも開催しております。

水本副会長：資料④-1の「事後公表への移行」で、総務省が事前公表して見積努力を損なわせることをなくそうと、見積能力のある会社にとってもらおうとしているのに、1社のみ最低制限価格の少し上で入れて、他の数社は予定価格を超過して失格になるという案件があったということでは、この趣旨に合っていないですよ。見積能力のない会社ばかりが参加しているのか、図面発注でももう少し工夫すればある程度計算できるようになるのか。他市では業者でもっと設計ができる発注の仕方があるのか、どうなのでしょう。

事務局：他市では設計書に近い形で出しているところもあると聞いております。

水本副会長：例えば塗料を塗る壁の面積とか、分かるんですよ。枚方市の出している図面でも、自分で計算しようと思えばできなくはないんですよ。

事務局：拾い出しという作業をすれば、出てきます。

山本会長：今回の事件の5件の対象事案では、4件が予定価格の90%が最低制限価格となっているということで、予定価格さえ分かれば細かい見積りがなくても最低制限価格が想定できると。1件は予定価格の88%が最低制限価格となっておりますが、こういう場合は設計書の中身を見ないと最低制限価格が出せないという理解でいいですか。

水本副会長：最低制限価格の設定に関する要綱にある、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4つの項目の小計さえ分かれば分かるということですね。

事務局：建築工事につきましては、最低制限価格の算式に当てはめると、ほとんどが90%を超えますので、自動的に予定価格の90%となる案件がほとんどです。

山本会長：添付書類⑦の2枚目に太平洋建設の出した価格内訳書があって、それと添付書類①の設計書の直接工事費、現場管理費の金額とは随分違うんですね。この点は入札監視員等にチェックされないんですか。これだけ価格の内訳が違うのに、工事価格がぴったり合うのは不自然な気がします。

事務局：価格内訳書はチェックをかけておりません。業者ごとに積算の経費の考え方が違いますので、バラバラの状態でございます。

山本会長：内訳には見積りの算定能力が現れるのかなと思うのですが、直接工事費はある程度分かって、その他はバラバラというイメージですか。

事務局：直接工事費が材料等の費用の部分で、共通仮設費、現場管理費については直接工事費に対して何%の率ということになりますので、積算については直接工事費が一番難しいというところですよ。

泉水委員：価格内訳書は落札候補者に対して提出させるものですよ。なぜ提出させるのですか。低入札価格調査のように理由があるなら分かるのですが。

事務局：本市では、電子入札の応札の際に同時に添付してもらっています。内容は確認しないのですが、きちんと積算がされているかの最低限のチェックをするための資料としています。

水本副会長：電子入札は国のシステムを使っているのですか。枚方市独自のものですか。

事務局：大阪府下の15市町村で共同利用しております。本市では入札と同時に提出してもらう方式に対応できるシステムにしてもらっています。他市が全て同じ形ではないと思います。

山本会長：続きまして、質問番号7から9の資料について、説明をお願いします。

事務局：（説明）

山本会長：それでは質問番号7から9につきまして、御質問や御意見がありましたら、お願いします。

泉水委員：資料⑦-1で、紙書類で保存する場合はロッカーで施錠管理し、まなび舎整備室ではPドライブについても秘文機密ファイルを作成してライン上の人しか閲覧できないようにしているのに、他方で財務会計システムでは皆が閲覧できるということでは、これでいいのかなというのが1つの論点だと思います。

その関係で、資料⑦-1の③に、設計金額が入力されている財務会計システムには、室内の全職員がアクセスできるとありますが、これはまなび舎整備室の全職員がという趣旨ですか。資料⑦-2で、契約課では、契約権限が旧総合契約検査室の職員全員に付与されているとあり、それは問題と思いますが、設計している部署ではどれだけアクセスできるのですか。

事務局：まなび舎整備室の職員全員がアクセス権限を付与されていますので、アクセスできる状況です。

泉水委員：まなび舎整備室の職員以外もという趣旨ですか。

事務局：財務会計システムでは、所属コードが同じ範囲のところは閲覧できることになっています。

泉水委員：まなび舎整備室の所属コードがどうなっているかによって、どれだけの人が設計金額にアクセスできるのかが違ってくるように思います。

事務局：設計担当課では、所属コードが課ごとに設定されているかと思います。

泉水委員：そこは確認が必要かもしれません。契約課でも同じ問題があつて、契約権限が付与されている所属職員全員が情報にアクセスできるのはいいんだろうかという気もするのですが、他市の状況を見ていると、過半数の自治体が課等の組織内職員であれば閲覧できるとなっていますので、それでいいのかなとも思うのですが。

事務局：グループごとに閲覧制限をかけるなど、今後考えていかないといけないかもしれません。

山本会長：今回の職員は、工事検査課に所属しているときは財務会計システムの契約課の情報にアクセスする権限があつたということですね。その後もまなび舎整備室を訪れることがよくあつたということですか。

事務局：再任用職員としてまなび舎整備室に配属されていますので。

水本副会長：教育環境整備室が今のまなび舎整備室ということですか。

事務局：そうです。

山本会長：まなび舎整備室に配属されていれば、その財務会計システムの情報にアクセスできるということですか。

事務局：そうです。

山本会長：終了予定時間になりましたので、本日の審議はここまでとし、案件2につきましては次回にさせていただきます。事務局から、他に連絡事項はございませんか。

事務局：（日程調整等）

山本会長：それでは、これもちまして第2回入札不正行為排除・防止検証委員会を閉会します。ありがとうございました。